

工事特別仕様書

- I 工事名 農村地域防災減災事業（湛水防除）福ノ江地区 7－1 工区
II 工事場所 出水市福ノ江地内
III 工期 令和8年3月27日限り（繰越予定）

第1章 総則

1 適用

農村地域防災減災事業（湛水防除）福ノ江地区7－1工区の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定「農業土木工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）、農林水産省制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「施設機械共通仕様書」という）、鹿児島県農政部制定「農業土木施工管理基準」（以下「施工管理基準」という）、農林水産省制定「施設機械工事等管理基準」（以下「施設機械施工管理基準」という）、「工事請負契約書」及び「設計図書」に基づいて実施する。共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

2 施工範囲

本工事の施工範囲は、排水機場除塵設備に係る設計、製作据付工事とする。

なお、機器の設計、製作においては、現場をよく調査のうえ行うものとする。

3 準拠図書及び規格

本工事の機械性能、寸法、材質、規格等の基準や諸規定については、設計図書及び施設機械共通仕様書第7章第1節7-1-2の2項並びに下記に準拠しなければならない。

なお、これらの基準等は、契約時点における最新のものを適用するものとする。

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| (1) 土地改良事業計画設計基準（設計 ポンプ場） | 農林水産省構造改善局 |
| (2) 機械工事塗装要領(案)・同解説 | 国土交通省総合政策局 |
| (3) 揚排水ポンプ設備技術基準（案）解説 | 河川ポンプ施設技術協会 |
| (4) 施設機械工事等施工管理基準 | 農林水産省農村振興局 |
| (5) 最新ポンプ設備工学ハンドブック（改訂版） | 農業土木事業協会 |
| (6) 河川管理施設等構造令・同施行規則 | 国土交通省 |
| (7) 河川砂防技術基準 | 国土交通省 |
| (8) 除塵設備設計指針一付設計参考例 | 電力土木技術協会 |
| (9) 日本工業規格（JIS） | 日本規格協会 |
| (10) 九州電力（株）電気供給約款 | |
| (11) 日本電気工業会規格（JEM） | 日本電機工業会 |
| (12) 日本電子機械工業会規格（EIAJ） | 日本電気工業会 |
| (13) 電気設備技術基準（通商産業省令）及び関連規格 | 経済産業省 |
| (14) 電気設備技術基準 | 日本電気協会 |
| (15) 電気設備計画技術マニュアル | 農林水産省農村振興局 |
| (16) 直流電源装置標準仕様書 | 国土交通省 |
| (17) 電気設備工事共通仕様書 | 国土交通省 |
| (18) 電気事業法及び関係法令 | |
| (19) 電波法、有線電気通信及び関係法令 | |
| (20) 建築設備耐震設計・施工指針 | 日本建築センター |
| (21) 農業土木工事共通仕様書 | 鹿児島県農政部 |
| (22) 施設機械工事等共通仕様書 | 農林水産省農村振興局 |
| (23) その他関連諸規則基準等 | |

4 付属品

次のものを全設備1式につき、納入すること。

※標準・特殊点検工具 1組

5 機能の充足と疑義

- (1) 工事を実施するに当たり、本仕様書及び各種規格等に明示なき事項について、構造上若しくは機能上当然必要と思われる事項については契約内容に含まれているものとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者の双方で協議するものとする。

6 特許等の使用

受注者が特許権、その他第三者の権利の対象となるものを使用する場合、その使用に関する責任は、受注者にあるものとする。

7 工事施工条件明示

(別紙－1)「工事施工条件明示」のとおり。

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、福ノ江地区事業計画の一環として、地区内における湛水被害防止を図るため、除塵設備を製作、据付するものであり、その工事概要は、下記のとおりである。

2 主要工事内訳

機 器 名			数量	摘要
種 別	細 別		撤去更新	
除塵設備	除塵機	背面降下前面掻揚式除塵機 幅 4,100 mm×高 4,000 mm	2 基	
〃	搬送設備	水平ベルトコンベヤ 幅600mm×機長10,400mm	1 基	
〃	付属設備	点検管理橋 SUS製	2 基	
電気設備	機側操作盤	屋外自立型 SUS製	1 面	

3 工事数量

工事数量は、設計図面及び参考資料による。なお、材料については、別添積算資料による。

4 品質証明

本工事は、共通仕様書第3編1－1－9(品質証明)の対象工事とする。

5 契約工期の取扱い

- (1) 完了工期については繰越承認次第、変更契約する予定としている。
- (2) 繰越承認後の工期は、令和8年6月末を予定している。(その後の状況により工期延期申請予定)
- (3) 「工事看板」等に工期を標示する場合は、当初の完了工期に「予定」を付するものとし、契約変更後速やかに完了工期の訂正を行うものとする。

6 電子納品

- (1) 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン(令和7年3月)」(以下、「ガイドライン」という。)に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【鹿児島県ウェブサイト】

ホーム > 事業者の方々 > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査
> C A L S / E C > 鹿児島県の電子納品について

- (2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で正本1部、副本1部の計2部を提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

第3章 現場条件

1 土 質

この工事の施工場所の土質は、砂質土と想定している。

2 関連手続き及び関係機関との調整

(1) 出水市農林水産整備課などをはじめ、関係機関と連絡を密にし、円滑な工事実施に努めること。

(2) 当該事業地区内で発注予定の農村地域防災減災事業（湛水防除）福ノ江地区繰6－2工区（ポンプ電気設備関係工事）及び農村地域防災減災事業（湛水防除）福ノ江地区繰6－3工区（ポンプ本体等据付工事）の複数の工事を同時に施工する予定であるため、各工区工程表などを共有した上で施工に關しての密接な調整を図るとともに、監督職員が求めた場合は、施工計画の調整等を行う会議の運営に協力しなくてはならない。

3 第三者の指導

工事中、関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は、直ちに監督員に申し出て指示を受けなければならない。

4 騒音・振動・粉塵対策

施工に当たっては、騒音・振動・粉塵による既存施設及び既更新施設への被害を防止するため、充分な調査・計画をたて、必要があれば監督職員と協議し、取壊し工法を検討するなど、既に更新している施設の機能や既存施設、構造物等にヒビ、亀裂等が入らぬよう特に注意して施工すること。

なお、施工が原因で、既に更新している施設及び既存施設、構造物等への被害が生じた場合は、受注者の責任において再製作及び補修を実施するなど、施工前の状態に回復させるものとする。

5 排水ポンプの運用

本工事の施工時に、排水ポンプの運用休止期間が発生しないよう施工計画を立案し、必要な措置を講じること。

6 保安対策

通行止め等、工事箇所近隣の居住者等とは工事工程を報告する等積極的に地元対策を実施し、トラブルがないようにすること。通行人の安全確保は十分に行うこと。

7 地下埋設物

工事施工中において、埋蔵文化財、水道管、ケーブル等を発見した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

8 土砂等の流出防止工

工事区域外への土砂等の流出防止のため仮沈砂施設等、防災施設を設け工事施工に伴う土砂等の流出防止に努めなければならない。

9 仮 設

(1) 工事用道路(維持管理)

近隣の市道等を現場搬入道路として利用することとする。

一般運行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

(2) 水替工

水替工は降雨後の急激な増水が起こりうる危険性があるため、毎日の気象情報、降雨時の現場対応など、迅速な判断ができるよう心がけ、注意を行なう。

(3) 仮締切

施工に伴う仮締切は、既存の仕切り板および大型土のうを予定しているが、現場条件に応じて変更が必要な場合は、監督職員と協議すること。

10 有価物処分

本工事で発生する鉄くず(スクラップ)については、実取引価格により変更する。

11 工事用地等

(1) 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は平面図のとおりである。監督職員の指示に従うこと。

(2) 工事用地等の使用及び返還

工事施工上必要な用地の返還にあたっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。

(3) 受注者の裁量による工事用地等

発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。

また、工事完了後地権者等に土地を返還し、立会いをして苦情がないようにしなければならない。

第4章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

第5章 設計条件

1 計画排水量及び水位

(1) 排水量 $\Sigma Q = 8.0 \text{ m}^3/\text{s}$ 1台当たり $4.00 \text{ m}^3/\text{s}$

(2) 台数 2台

(3) 計画ピーク外水位（大潮） EL（+）1.21m

(4) 最高外水位 EL（+）2.70m

(5) 設計点実揚程 {（+）1.21 - 0.10} $\times 0.8 + 0.10 + 0.10 + 0.33 = 1.42 \text{ m}$ （スクリーン、樋管ロス含む）

(6) 初期吸水位 EL（-）0.10m

(7) 最低吸水位 EL（-）0.30m

(8) 機場内床標高 EL（+）2.00m

(9) 吸水槽底標高 EL（-）3.70m

(10) 吐出水槽底標高 EL（-）2.00m

(11) 機場地盤高 EL（+）2.00m

(12) 水質 雨水湛水（吐出水槽のみ汽水）

2 設計仕様

(1) 除塵基本体

項目	仕様
型式	屋外固定背面降下前面掻上ロータリー式
台数	2台
水路幅	4,100mm
水路高	4,000mm
レーキ数	2個
スクリーン傾斜角	75°
設計荷重	塵芥 280kg
レーキ速度	6.0m/min以上
スクリーン内外水位差	1.0m
バーピッチ	50mm
減速機	全閉屋外型トルクリミッター付減速機
電源	220V 60Hz

- ①. 本機械は水流に対して多量の木材、空カン、藻等の塵芥を容易に掻上げ得るよう十分なる剛性を持たせる構造とし、使用に十分耐えるものとする。
- ②. レーキガイドは2分割方式とし、レーキ及びレーキチェーンがスムーズに駆動出来、かつ塵芥を落としやすくする構造とする。
- ③. 本体スクリーンの前面下部に補助スクリーンを設け、除塵機の停止時に本体スクリーン下部より塵芥が流下しない構造とする。
- ④. レーキはレーキチェーンに取り付けられ、掻上げられた塵芥は上部レーキガイド機構により反転されコンベヤに投入されるものとし、レーキチェーンの張りは容易に調整出来るものとする。
- ⑤. レーキチェーン、駆動装置は電動機内臓のトルクリミッター付サイクロ減速機を使用し、ローラーチェーンにより伝動軸を回転させるものとし逆転可能な構造とする。
- ⑥. レーキチェーンは水処理装置用チェーンを使用するものとする。
- ⑦. スクリーンは平鋼を使用し、ディスタンスピースを設けスクリーンバーを正確なピッチで保持する。
- ⑧. スクリーンはボルト締めとし、取外しが出来る構造とする。

(2) 水平ベルトコンベヤ

項 目	仕 様
型 式	20° トラフ型水平ベルトコンベア
台 数	1 台
機 長	1 0 , 4 0 0 mm
ベ ル ト 幅	6 0 0 mm
ベ ル ト 速 度	2 4 m / m i n 以上
減 速 機	サイクロモータプーリ減速機
電 源	2 2 0 V 6 0 H z

- ①. ベルトコンベヤはトラフ型とし、ベルトの伸びはテークアップで調整する。
コンベヤ両側部にはスカートを取り付けるものとし、塵芥がベルト内に収容出来る勾配を付けた構造でベルトとスカートの摩擦面には平ゴムを取付け塵芥のかみ込み、脱落を防止出来る構造とする。
- ②. 駆動プーリーは電動機及びサイクロ減速機を内蔵したプーリーとし、外面はダブルヘリカルゴムライニング付きとする。

(3) 機側操作盤

項 目	仕 様
型 式	屋外自立型
台 数	1 面 (ステンレス製)
操 作 方 法	遠方及び機側操作 (単独・連動運転)

①. 操作盤は屋外自立型とする。（除塵機 2 基分及び水平コンベヤが操作可能なこと。）

②. 装置器具として下記のを備える。

名称銘板	1 式
操作開閉器	1 式
非常停止開閉機	1 式
操作表示板	1 式
電圧計	1 式
電流計	1 式
盤内照明	1 式
盤内ヒーター	1 式

③. 電線は、両端にマーク表示を取り付けるものとする。

外部との接続は端子台を設け、番号等で表示するものとする。

④. 除塵機は逆転可能なものとするが逆転運転はボタン操作とする。

3 除塵設備等の基礎設計などで必要な設計については受注者において行うこと。

4 機器類は、据付・運転・保安・修理等に対して、簡単・確実・容易な構造とする。

5 本工事の受注者は、設備の据付更新後、排水機能や運用に支障が発生しないよう事前に運用条件を十分理解し設備を製作すること。

6 本工事で製作された設備の据付の際に、既設機場の寸法に合わない等支障が生じた場合は、本工事受注者の責任で製品の改善、改造、再製作を実施すること。

7 除塵機設置後の本運用開始までの間に、本工事の製品が原因で据付後の排水機能や運用に支障が生じる場合は、本工事受注者の責任で製品の改善、改造、再製作を実施すること。

8 この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と工事打合簿により協議するものとする。

第6章 製作用材料

1 除塵機

名 称	材 質
ス ク リ ー ン	S U S 3 0 4
スクリーン受桁	S U S 3 0 4
本体 （上部）	S U S 3 0 4
本体 （下部）	S U S 3 0 4
軌 条	S U S 3 0 4
エ プ ロ ン	S U S 3 0 4
レ ー キ	S U S 3 0 4
カ バ ー	S U S 3 0 4
伝 動 軸	S U S 3 0 4 , S U S 3 0 4 T P

2 水平ベルトコンベヤ

名 称	材 質
フ レ ー ム	S U S 3 0 4
ス カ ー ト	S U S 3 0 4
テールプーリー	S U S 3 0 4 T P
スナップローラー	S U S 3 0 4 T P
ベ ル ト	合成ゴム
ス カ ー ト ゴ ム	合成ゴム

- 3 管理橋 S U S 3 0 4
- 4 機側操作盤 外板 S U S 3 0 4
- 5 塗装 ステンレスの不動態化処理として、酸洗いを実施するものとする。

第7章 提出書類

1 施工計画書

共通仕様書に基づく施工計画書は、施工方法が確定した段階で速やかに2部（承諾後返却分を含む）提出するものとする。

2 承諾図書

（1）受注者は、現場実測を行ったうえで承諾図書を作成、提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

（2）機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。

（3）承諾図書

受注者は、次に示す図書を2部（承諾後返却分を含む）提出するものとする。

- ① 製作据付仕様書
- ② 設計図
- ③ 設計計算書
- ④ 構造図
- ⑤ 使用材料表
- ⑥ 外注品一覧表
- ⑦ 機器選定理由書
- ⑧ 機器性能証明書（カタログ等）
- ⑨ その他監督職員の指示した図書

（4）完成図書の追加

受注者は、「施設機械共通仕様書」に追加して下記の図書を作成、提出するものとする。

- ① 取扱説明書（3部）
- ② 操作及び通常保守のマニュアル（3部）
- ③ 工事及び現地試験成績表（1部）
- ④ 工事写真

製作工場等における木型製作からの機器製作工程及び機器製作完了、並びに主要検査状況の写真、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかにできない箇所は、特に入念に撮影すること。

3 工場検査報告書

工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。

なお、自主検査を行った場合は、工場自主検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等添付して提出するものとする。

小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。

第8章 工事用材料

1 規格及び品質

(1) 本工事で使用する主要材料の規格及び品質は下記のほか、J I S規格品、または同等品以上とし、各種材料の使用にあたっては、カタログ、各種成績書により、材料使用承認を受けるものとする。また、使用する材料は、監督職員の指示又は許可したものでなければならない。

(2) 材料保管

各種材料は、使用前に変質の有無を検査し、変質品は使用してはならない。又、材料は変質を来さないように、所定の場所に保管しなければならない。

(3) 鋼材

鉄筋 異形棒鋼 J I S G 3 1 1 2 SD345

(4) コンクリート

コンクリートは、原則として「JIS A5308-1993」による生コンクリートとし、使用区分は下記のとおりとする。

① 生コンは原則として、J I S表示許可工事で、かつ、コンクリート主任技師は、コンクリート技士の資格をもつ技術者が在籍するとともにコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態及び運搬時間等を考慮して選定しなければならない。

② コンクリート規格は、(別紙-1)「工事施工条件明示」のとおり

※ 設計(構造計算)において、水セメント比が表の上限値より小さく設計されている場合それと整合するようにする。

※ 無筋コンクリートの粗骨材寸法は、部材厚16cm未満の場合は25mm以下、部材厚16cm以上の場合は40mm以下とする。

※ 施設設計上、指定する規格によらない場合は監督職員と協議するものとする

第9章 施工

1 一般事項

(1) 工事着手

敷地内を使用する場合は管理者の了解を得た後に行うこと。

(2) 水準点

この工事の水準点及び基準点は、監督職員が指定するKBM、トラバース点を使用する。

また、各点間の基準高及び座標等については、着工前、施工中、完成時などの段階で確認するものとする。

(3) 施工に先立ち、施工範囲を現地で監督職員の立会のもとに確認しなければならない。

(4) 検測又は、確認

この工事の検測又は、確認を下記の段階で受けなければならない。また、受注者は工程管理を密にし、事前に検測、確認日の調整を行うよう努めなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
構造物	各施工段階	

(5) 材料等の検収・確認

本工事で使用する材料等の検収・確認は、現場搬入時に行うものとし、事前に監督職員へ連絡すること。

(6) 随時立会・確認

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについては、監督職員による立会確認を行うものとする。

(7) 据付時期

除塵設備の据付時期は令和8年6月からを予定している。

2 建設副産物

(1) 適正処理に係る確認方法は次のとおりとする。

- ① マニフェスト情報を収録した磁気媒体（CSV形式）による確認
- ② 受渡確認票による確認

(2) 工事完成書類に添付するマニフェストは、E票（写し）とする。

また、工事完了時点でE票が元請業者に返送されていない場合については、A票、B2票及びD票のうち元請け業者で保管する最新の票の写しを添付すること。

但し、この場合においても事後に元請け業者にE票が返送され次第、E票を提出すること。

(3) 建設副産物の処分等については、（別紙－3）「工事施工条件明示」を参照すること。

なお、既設機材の処理については、当初、概算にて計上しているので、監督職員と協議のうえ施工実績により変更で対応するものとする。

3 鉄筋工

鉄筋加工組立については、図面で十分理解したうえで行うこととし、疑義がある場合は速やかに監督職員と打ち合わせること。

4 コンクリート

(1) 打設

- ① コンクリート打設は、監督員の型枠・配筋配置のそれぞれの検査を受けた後、打設するものとする。
- ② コンクリートの打設に当たっては、硬化時の発熱によるひび割れ等の発生に十分注意をしなければならない。
- ③ 打設工法については監督職員と打合せるものとする。コンクリート打設は、監督員の型枠・配筋配置のそれぞれの検査を受けた後、打設するものとする。

(2) 打継目処理

コンクリート打継目はモルタルを敷均し処理しなければならない。モルタルの厚さは概ね20mmとする。

(3) 養生

コンクリートは打設後、急激な温度変化、湿度、乾燥等の有害な影響を受けないよう十分に注意して養生しなければならない。

5 製作

- (1) 鋼材の加工には、自動ガス切断機フレームプレーナー及びドリルを使用し、曲げ加工はプレス等により一様かつ丁寧に施工し、ハンマー打ちは一切行わないこと。
- (2) ボルト穴は全てドリル又はリーマー穴とし、所定の位置に正確にあける。
- (3) 溶接は、アーク溶接とする。
- (4) 溶接は下向き溶接を原則とし、水没部は連続溶接としなければならない。
- (5) 溶接面の溶接に先立ち、錆、塗料、鋳滓及び塵芥等の不純物を取り除くこと。
- (6) 溶接部にはヒビ割れ、気泡、スラグの巻き込み、不整な波面等の欠陥があってはならない。

6 塗装

ステンレス部材は、酸洗いを完全に実施すること。

7 輸送

輸送に先立ち、輸送方法、輸送ルート等にかかる経済性、効率性を検討するとともに、安全輸送に努めなければならない。

8 配管、配線、据付工事

(1) 機器の据付は、既存施設に損傷を与えないよう十分に注意して、入念に施工するものとする。

(2) 据付にあたっては、当該工事の経験のある技術者を常駐させ、技術的指導監督を行うものとする。

(3) 据付に要する仮設資材、機械器具、光熱、用水等は、受注者の負担によるものとする。

9 据付機械

ラフタークレーンの設置場所については、図面を基に監督職員と協議すること

10 総合試運転

(1) 試運転に要するその他の費用は、全て受注者の負担によるものとする。

(2) 関係機関と事前に十分打合せを行い、総合試運転計画を作成のうえ監督職員と協議したうえで、監督職員の立会いのもと実施するものとする。

11 検査

(1) 中間検査を工場製作段階で行うので、時期及び検査内容（寸法検査、性能検査等）について、監督職員と協議すること。

(2) 検査に当たっては、現場代理人、監理技術者及び品質証明員は必ず立会わなければならない。

(3) 試験、検査は設計図書及び承諾図書により実施するものとする。

なお、諸試験を行うに当たっては、あらかじめ試験実施要領等を作成し、監督職員と打合せの上実施する。その試験結果等については、報告書を作成し、提出しなければならない。

(4) 試験、検査に要する費用については受注者の負担とする。

(5) 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については検査員の指示に従わなければならない。

(6) 検査箇所の修復は検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければならない。

(7) 関係官庁等の検査を要する施設については、受注者の責任でその検査に合格しなければならない。

第10章 施工管理

1 監理技術者の資格

(1) 監理技術者は、次に掲げる実務経験及び、資格を有する者でなければならない。

① 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。

② 監理技術者資格者証（機械器具）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証等により過去5年以内に監理技術者講習を受講したことが認められること。

③ 平成14年度以降、公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事とする。以下同じ。）における機械器具設置工事（除塵設備製作据付工事）の監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての管理実績を有する者であること。

2 ウイルス対策

(1) 業務に必要なデータのみを記録媒体に保存し、提出前にウイルス検索を行い提出すること。

(2) 使用するパソコン環境及びウイルス対策ソフト名について、施工計画書に記載すること。

3 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない項目及びその管理基準については、監督職員と協議すること。

(2) 施工管理基準の変更及び除外項目については、監督職員と協議すること。

4 工程管理

(1) 工事工程管理に基づき、各月末の工事進捗を当月 25 日までに報告するものとする。

5 安全管理

(1) 工事施工の安全を期するため次の法律、規則等を守らなければならない。

① 労働基準法

② 労働安全衛生法

③ 労働安全衛生規則

④ 騒音規制法

⑤ 振動規制法

⑥ 水質汚濁防止法

⑦ 土木工事等施工技術安全指針

(2) 安全管理については、工事現場内外及び工場内のトラブル、事故の絶無を計り、作業の安全性を確保しなければならない。

(3) 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を計り、一般交通の安全性を確保しなければならない。

(4) 工事現場を標示する工事板（工事予告版、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等）は規定の本数を規定の位置に設置すること。また、工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して、安全ロープ、防護柵、夜間標識、バリケードを設置して、事故防止に努めなければならない。

(5) 工事施工のための安全対策は、（別紙－2）による。

6 出来形管理

(1) 承諾申請図書に則り出来形管理を行うこととする。

第 11 章 設計変更

1 この工事の施工に当たり、以下に該当する場合は設計変更の対象とする。

(1) 自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合

(2) 設計図書等に明示されていない施工条件の変更に該当する場合

(3) 「第 2 章 2 及び 3」の工事概要及び工事数量に変更があった場合。

(4) 工事打ち合わせ簿による協議により承諾された場合

(5) 法・基準の改正に係るもの

第 12 章 その他

1 前払金及び部分払い、中間前払い

(1) 前払金は、40%以内で支払うことができる。

また、鹿児島県会計規則第 84 条第 2 項に定める要件を満たした場合には、中間前払金を 20%以内で支払うことができる。

なお、当初設計において、前記の前払金を受けるものとして、一般管理の率を計上してあるので、この率については最終変更でも率の補正は行なわない。部分払いの請求は 2 回以内とし、前払金があるときも 2 回とする。ただし、中間前金払いがあるときは、部分払いは行わない。

(2) 請求時期やその額については、監督職員と協議のうえ決定する。

2 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

3 構造物等の十分確認

施工者は、構造物の設計図面等が現地に適合しているか、安全上問題ないか、維持管理上問題ないか等を常に考え確認しながら施工を進め、構造の変更が必要な場合は、必ず監督職員の指示を得てから施工すること。

なお、施工者の確認不足により施工し支障が生じた場合は、受注者の責任において対応すること。

4 施工計画書作成上の留意点

施工計画書の作成にあたっては、前記の工事内容、現場条件及び受注者の現地調査、並びに経験上の提案等を反映させ、監督職員の確認を得ること。

5 見積等による単価

本工事において、見積等により定めている施工単価及び資材単価は別添「金抜き設計書」の見積単価一覧表のとおりで、歩掛等の内訳は別添「金抜き設計書」に記載したとおりである。

6 個人情報の取扱

個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項（別紙－3）を遵守しなければならない。

工事施工条件明示

工事名：農村地域防災減災事業 福ノ江地区 7－1 工区

(令和7年4月版)

明示事項	明示内容	該当	出典	
				頁
基本事項	概算数量発注	－	共通仕様書 ③1-1-19	244
	契約保証金	○	契約書 第36条	－
	前払金	○	契約書 第35条	－
		○		
	部分払	○	契約書 第38条	－
	繰越予定工事の工期	○	共通仕様書 ③1-1-3	238
	余裕期間	－	共通仕様書 ③1-1-4	238
	週休2日試行工事	○	共通仕様書 ③1-1-16	244
	環境改善実施要領	○	共通仕様書 ③1-1-43	252
	品質証明	○	共通仕様書 ③1-1-9	240
	中間検査	○	共通仕様書 ③1-1-2	238
	暴力団関係者以外による不当介入を受けた場合の措置	○	対応方針	－
	特例監理技術者の配置	－	共通仕様書 ③1-1-10	241
	監理技術者等の専任義務の合理化等	○	建設業法	－
	現場代理人の兼任	－	共通仕様書 ③1-1-14	242
法定外の労災保険の付与	熱中症対策	○	共通仕様書 ③1-1-25	246

※1 「該当」欄について

○：該当（適用）する ー：該当（適用）しない

※2 「出典」欄共通仕様書について

①：第1編 ②：第2編 ③：第3編

【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名：農村地域防災減災事業 福ノ江地区 ７－１工区

(令和7年4月版)

明示事項		明示内容	該当	出典	頁														
	時間的制約を受ける工事	・ 時間的制約を受ける工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-23	245														
	施工箇所が点在する工事	・ 施工箇所が点在する工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-28	247														
	現場環境改善費	・ 現場環境改善費の適用工事	－	共通仕様書 ③1-1-21	245														
	建設キャリアアップシステム	・ 建設キャリアアップシステム活用の対象工事(受注者希望型)	○	共通仕様書 ③1-1-8	239														
	三者技術調整会	・ 三者技術調整会を開催する工事 共通仕様書の改定までの間は以下のとおりとする。 三者技術調整会は、「農業農村整備事業 三者技術調整会実施要領」に基づき実施することとするが、当該要領は鹿児島県ホームページによる。	－	実施要領 共通仕様書 ③1-1-18	244														
	快適トイレの設置	・ 建設現場における「快適トイレ」設置の対象工事(受注者希望型) 「快適トイレの設置」は共通仕様書の改定までの間、以下に読み替えるものとする。 受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。 ・ 快適トイレを設置する場合は、『鹿児島県の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。 なお、試行要領は鹿児島県ホームページから取得できる。 運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、別途計上は行わない。	○	共通仕様書 ③1-1-22	245														
	施工パッケージ型積算基準	・ 農林水産省制定「土地改良積算基準」以外の他省庁が定める施工パッケージ型積算方式を利用 <table><tr><td>歩掛名</td><td>使用基準</td><td>制定元</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	歩掛名	使用基準	制定元													－	共通仕様書 ③1-1-20
歩掛名	使用基準	制定元																	
	石綿使用の有無	・受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。 石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督署に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	－	共通仕様書 ①1-1-53	24														
	地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について	1)本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施に当たって不足する技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる試行工事である。 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2)発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を提示する。 3)受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(以下「計画書」という。)を作成し、監督職員に提出するものとする。 4)受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(以下「変更計画書」という。)を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5)受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6)発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7)発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8)疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	－	特別仕様書	－														
工事関係	夜間工事	・ アスファルト合材夜間小ロセット料金が発生する工事	－	共通仕様書 ③1-1-24	245														

※1 「該当」欄について

○：該当(適用)する ー：該当(適用)しない

※2 「出典」欄共通仕様書について

①：第1編 ②：第2編 ③：第3編

【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名：農村地域防災減災事業 福ノ江地区 7－1工区

(令和7年4月版)

明示事項		明示内容	該当	出典	頁																																				
工事関係	1日未満で完了する作業	・ 1日未満で完了する作業	－	共通仕様書 ③1-1-26	246																																				
	ICT活用工事	・ 発注者指定型 ICT活用工事の対象工事	－	特別仕様書	－																																				
	ICT活用工事	・ 受注者希望型 ICT活用工事の対象工事	－	共通仕様書 ③1-1-15	243																																				
	コンクリート	<table><tr><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランブ (cm)</th><th>粗骨材最大寸法 (mm)</th><th>水セメント比 (%)</th><th>セメントの種類</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>21</td><td>12</td><td>40</td><td>60</td><td>BB</td><td>機側操作盤基礎コンクリート</td></tr><tr><td>18</td><td>8</td><td>25</td><td>65</td><td>BB</td><td>張りコンクリート</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	呼び強度 (N/mm2)	スランブ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的	21	12	40	60	BB	機側操作盤基礎コンクリート	18	8	25	65	BB	張りコンクリート																			○	共通仕様書 ③2-2-1	254
	呼び強度 (N/mm2)	スランブ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類	使用目的																																			
	21	12	40	60	BB	機側操作盤基礎コンクリート																																			
18	8	25	65	BB	張りコンクリート																																				
構造物品質確認調査	・ 構造物品質確認調査の実施 対象構造物：	－	共通仕様書 ③2-2-2	254																																					
遠隔臨場	・ 遠隔臨場の試行対象(受発注者協議による)	○	試行要領	－																																					
建設副産物	建設発生土の処理	・ 建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入場所の名称：(株)西園機動建設 受入場所の所在地：出水市野田町下名3245外37筆 搬出土量：10 m ³ 運搬距離：6.5 km その他：	○	共通仕様書 ③1-1-38	249																																				
	再生資材の利用	・ 下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。 <table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	資材名	規格	備考													－	共通仕様書 ③1-1-39	250																					
	資材名	規格	備考																																						
建設発生土の利用	・ 盛土又は埋戻に使用する土は、下記工事からの建設発生土(又は購入土、建設汚泥処理土)を利用する。 建設発生土の種類： 工事名： 所在地：	－	共通仕様書 ③1-1-39	250																																					
指定副産物(コンクリート塊)の再生利用	・ 30cm程度に小割して、盛土材として利用する。	－	共通仕様書 ③1-1-39	250																																					
建設リサイクル法 ①分別解体の方法	<table><tr><th>工程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎工事</td><td>基礎工事 ■ 有 □ 無</td><td>□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属物</td><td>本体付属物の工事 □ 有 ■ 無</td><td>□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用</td></tr></table>	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	③基礎工事	基礎工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属物	本体付属物の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	○	共通仕様書 ③1-1-39	251																			
工程	作業内容	分別解体等の方法																																							
①仮設	仮設工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																							
②土工	土工 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																							
③基礎工事	基礎工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用																																							
④本体構造	本体構造の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																							
⑤本体付属物	本体付属物の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用																																							
②施設の名称及び所在地	・ 指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の再資源化施設に搬出する。 <table><tr><th>廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th><th>運搬距離</th></tr><tr><td>コンクリート(無筋)</td><td>出水リサイクルセンター共同企業体</td><td>出水市庄1459-5</td><td>4.3km</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	コンクリート(無筋)	出水リサイクルセンター共同企業体	出水市庄1459-5	4.3km																																
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																																						
コンクリート(無筋)	出水リサイクルセンター共同企業体	出水市庄1459-5	4.3km																																						
③受入時間	出水リサイクルセンター共同企業体：8時30分～17時00分 △△処分場： エコパーク鹿児島：																																								

※1 「該当」欄について

○：該当(適用)する ー：該当(適用)しない

※2 「出典」欄共通仕様書について

①：第1編 ②：第2編 ③：第3編

【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

工事施工条件明示

工事名：農村地域防災減災事業 福ノ江地区 7－1工区

(令和7年4月版)

明示事項		明示内容	該当	出典	頁															
建設副産物	建設汚泥の再生利用	建設汚泥は、下記の処理概要により現場内で再生利用する。 <table><tr><td>中間処理の場所</td><td>中間処理の方法</td><td>再生品の品質</td><td>利用用途</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途									－	共通仕様書 ③1-1-39	250			
	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途																
①処理概要																				
②品質区分基準	「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用は、下記の条件により算出 <table><tr><td>品質区分基準</td><td>指標等</td><td>試験回数</td></tr><tr><td>品質基準</td><td>コーン指数</td><td></td></tr><tr><td>生活環境保全上の基準</td><td>土壌環境基準(環境基本法)</td><td></td></tr><tr><td></td><td>特定有害物資の含有量基準(土壌汚染対策法)</td><td></td></tr></table>	品質区分基準	指標等	試験回数	品質基準	コーン指数		生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)			特定有害物資の含有量基準(土壌汚染対策法)								
品質区分基準	指標等	試験回数																		
品質基準	コーン指数																			
生活環境保全上の基準	土壌環境基準(環境基本法)																			
	特定有害物資の含有量基準(土壌汚染対策法)																			
建設汚泥の搬出	指定副産物(建設発生土を除く)は、下記の再資源化施設に搬出する。 <table><tr><td>廃棄物の種類</td><td>施設の名称</td><td>所在地</td><td>運搬距離</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離															
廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離																	
①施設の名称及び所在地																				
②受入時間	○ ○ 処 分 場 : △ △ 処 分 場 : エコパーク鹿児島 :																			
根株、伐採木等の利用			－	共通仕様書 ③1-1-40	252															
①発生工事																				
②利用工事																				
舗装切断作業時に発生する排水の処理	1 舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。 産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者(受注者)は、その責任において、必要な廃棄物情報(成分や性状等)を把握し処理業者に提供するものとする。 2 当該排水の処理に関し、必要な経費については、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。		○	共通仕様書 ③1-1-44	252															
その他	本工事における支給品は、次のとおりとする。 <table><tr><td>支給材料</td><td>規格</td><td>数量・単位</td><td>支給場所</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	支給材料	規格	数量・単位	支給場所													－	共通仕様書 ①1-1-20	10
支給材料	規格	数量・単位	支給場所																	
工事現場発生材	下記の現場発生材は、工事現場発生材報告書を作成し、監督職員に引渡すこと。 <table><tr><td>現場発生材名</td><td>引渡場所</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	現場発生材名	引渡場所							－	共通仕様書 ①1-1-21	10								
現場発生材名	引渡場所																			
部分使用	本工事において、工事物引渡し前に、工事請負契約書第34条により、下記について受注者の承諾を得て部分使用することがある。 (1) 部分使用範囲 : (2) 部分使用目的 : (3) 部分使用期間 :	－	契約書 第34条 共通仕様書 ①1-1-31	－ 14																

※1 「該当」欄について ○：該当（適用）する －：該当（適用）しない
※2 「出典」欄共通仕様書について ①：第1編 ②：第2編 ③：第3編 【例】③1-1-39 → 第3編第1章第1節第39条

安 全 管 理

第１条 工事施工のための安全対策

(１) 安全標識

- イ) 立入り禁止の標識 ロ) 制限速度及び注意の標識 ハ) 工事予告の標識
- ニ) その他上記に準ずるもので掲示板、看板、立札、安全塔、各種標識、掲揚塔、保安塔、回転灯

(２) 安全施設

- イ) 工事現場の囲い、手すり、地すり、(幅木)
 - A) 工事現場周辺の囲い、有刺鉄線、ロープ等
 - B) 墜落の危険のある作業場所での手すり、地すり、安全ロープ等
 - C) 落下物に対する簡単な金網、板等の防護施設
- ロ) 高圧機器の感電防止柵等
 - A) 地上に設置する変圧及び、高圧負荷の機器の防護策等
 - B) 簡易クレーン等が道路又は、道路上を横断する場合、落下物に対する簡単な防護施設
- ハ) 警報装置等
 - A) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機、カーブミラー等)
 - B) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘、サイレン等)
 - C) その他(トランシーバー、保安燈の電池、赤旗等)
- ニ) 交通安全施設等
 - バリケード、セーフティコーン、進入防止柵、歩道柵、放送施設、その他警報施設、遮断機等
- ホ) その他上記に準ずる危険防止施設

(３) 安全管理

イ) 監視員

- A) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視
- B) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視
- C) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視
- D) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

ロ) 誘導員

- A) 土砂場、崖縁、見通し困難な場所、工事用道路と一般道路との交差する箇所、土石等の崩壊、落下の恐れのある箇所、又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全に必要な箇所での誘導
- B) 一般公道上で作業する場合の誘導
- C) その他上記に準ずるもの

ハ) 見張員

- A) 倒壊及びコンクリート塊、鉄片等の飛散、落下に対する災害防止に必要な場合の見張り
- B) 見通しの悪いところの見張り
- C) その他上記に準ずるもの

ニ) 信号手

- A) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
- B) 点火(発破作業)の合図、退避の合図(旗振り)のため
- C) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手
- D) その他上記に準ずるものホ) 安全用品、保安帽、命綱、防じんマスク、防毒マスク、耳栓、信号燈、発煙筒等

第２条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守

させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。